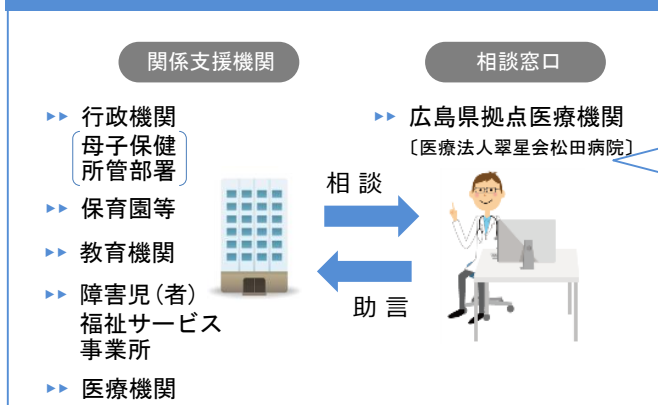


発達障害児（者）支援に関する医療相談のご案内

広島県では、地域における円滑な発達障害の診療体制や、保健、福祉、教育等の支援機関との円滑な連携体制の充実を図るため、発達障害児（者）等を支援する関係支援機関を対象に、発達障害の医療的な観点から助言を行う相談窓口を開設しました。

関係支援機関におかれては、困難事例への対応等でお困りの場合など、是非、御活用ください。

相談事業概要（イメージ図）



これまでにこのような相談をいただきました。

- 発達障害が疑われて、診療を待っている間の支援機関の対応にはどのようなものがあるのか？
- 集団生活における事例については、どのように対応したらよいか？
- 学校で気になる児童・生徒がいるが、受診対象になるか？（受診を勧めた方がいいのか？）
- 発達障害の方を支援しているが、対応に困っているので相談したい。

※ 医療機関からの相談は、内容によって別途相談対応が必要な場合があります。

相談手続



1

医療法人翠星会 松田病院のホームページの、相談利用申し込みサイトにアクセスしてください。

▶ URL : <https://matsuda4137.or.jp/publics/index/70/>

医療法人翠星会 松田病院のトップページ上部のバーナーからもアクセスができます。



2

相談申し込みフォームを入力してください。

入力内容にお困りの場合は、医療法人翠星会 松田病院の相談専用電話に御連絡ください。

▶ 相談専用電話番号 : 080-8244-2009 【受付時間 : 平日9:00~17:00】



3

医療法人翠星会 松田病院から、メール又は電話により、相談内容への助言を行います。

Q & A

Q 1 : 発達障害と診断されていない方の支援等についても相談できますか？

A 1 : 発達障害と診断されていない方（発達障害が疑われる方など）の支援等の相談も可能です。

Q 2 : 相談申し込みフォームの入力後、助言までどの程度の時間がかかりますか？

A 2 : 概ね1週間程度となりますが、相談状況等によっては更に時間がかかることもあります。お急ぎの場合等は、上記の相談専用電話に所要時間をお問い合わせください。

Q 3 : この相談窓口の使用に当たって、相談料や利用料等は必要ですか？

A 3 : この相談窓口は、無料で御利用いただけます。（相談料、利用料等は不要です。）

Q 4 : 発達障害児（者）本人やその家族は、この相談窓口を利用できないですか？

A 4 : この相談窓口は、関係支援機関専用であり、発達障害児（者）やその家族はご利用いただけません。発達障害児（者）やその家族の相談窓口は、広島県のホームページに取りまとめで公表しています。（URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/dd-madoguchi00.html>）

【問合先】 広島県健康福祉局障害者支援課 地域生活・発達障害グループ

TEL : 082-513-3157 (受付時間/平日8:30~17:15)